

2020 年度 NGO 海外援助活動助成 募集要項



助成申請書提出締切：2019 年 11 月 15 日

助成対象活動実施期間：2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

助成対象活動完了報告書締切：2021 年 5 月 31 日

一般財団法人ゆうちょ財団

目 次

はじめに	P 1
2019 年度募集からの主な変更点	P 2
2020 年度募集からの主な変更点	P 3
手続の流れ～申請から助成金の支払いまで～	P 4
助成制度の解説	P 6
助成申請書の提出	P 12
財団案内図	P 14

はじめに

当財団においては、「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分又は「JICA 基金」の支援を受けた事業に対して、いずれの支援もその原資に郵便局で取り扱った貯金に附随する寄附金が含まれていることから、その事業が円滑かつ継続的に行われるよう助成を行ってきました。

昨年度（2019 年度）の募集より、助成制度の見直しを行い、様々な改正を行いましたので、お手数ですがこの募集要項を注意深くご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここではまず、見直しの前提となる重要ポイントを 2 点説明いたします。

(1)「事業」と「活動」

引き続き、「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分又は「JICA 基金」の支援を受けて実施した援助事業を助成の対象としています。これは、援助事業の国際貢献における重要性を踏まえ、援助事業が円滑かつ継続的に行われるようにするためです。この援助「事業」の定義がはっきりしなかったことから、どこまで「事業」内容の変更が認められるのかややあいまいな部分がありました。そこで、昨年度（2019 年度）の募集から考え方を整理し、「事業」とは、同じ目的の下で実施されている個々の「活動」をまとめたものを定義することとします。そして、当財団が助成するのは、「事業」の中の個別の「活動」といたします。

過去に配分を受けた当時の申請書に記載の事業内容については、事業とされていたにもかかわらず、実際には活動に相当する細かいものも含まれていました。新たな申請の活動が過去の活動そのものでなくとも、同じ目的の下で実施している一連の活動であれば、同じ事業に含まれると解釈します。例えば、事業を「極貧エリアの子どもの保護」と認識すれば、路上における子どもへの教育・保健指導であっても、子どもを収容するための施設建設であっても、巣立つ子どもへの職業訓練であっても、親の収入確保のための技術指導であっても、いずれも同じ事業に属する個別の活動と理解することとします。したがって、過去に配分を受けて実施した活動と異なっても、大きな目的を共有する同じ事業に含まれていれば、新しい活動の助成を申請することができます。

(2)J 枠と S 枠

「旧国際ボランティア貯金」時代の国の経費助成は、資金が潤沢であったこともあり、比較的大規模な活動の幅広い経費項目を支援してきたところです。他方、「JICA 基金」による支援は、事業収入が 3,000 万円以内の比較的小規模な団体からの活動提案を受けて、JICA から当該団体へ 100 万円以内の金額内で業務を委託する形で実施されています。制度の仕組み・重点が相違していたにもかかわらず、「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分の考え方を基本的に踏襲していたために、「JICA 基金」の支援先を助成しにくい実態にありました。

そこで、昨年度（2019 年度）の募集から、それぞれの事業の継続のための本助成制度においては、①「JICA 基金」支援先を主な助成先と想定する、小規模ながら意欲的な活動を指向する NGO 向け（以下、「J 枠」）、と②「旧国際ボランティア貯金」寄附金配分先を主な助成先と想定する、大規模で既の実績を有している NGO 向け（以下「S 枠」）に分け、別な基準をもって審査等を実施することといたしました。

昨年度（2019 年度）募集からの主な変更点

1 申請枠

「J 枠」か「S 枠」のいずれかで申請していただくこととなりました。

各枠の考え方は以下のとおりです。

(1) J 枠

「J 枠」は、主に「JICA 基金」の支援を受けた団体からの申請を予定するものです。考え方は、まだ小規模（過去二年間の事業収入平均がおおよそ 5,000 万円未満）であり、これから活動を拡大しようとしている団体を支援するものです。「JICA 基金」の支援を受けておらず「旧国際ボランティア貯金」だけの寄附金配分先であっても、小規模な団体であれば、この枠で申請することができます。

(2) S 枠

「S 枠」は、主に「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分を受けた団体からの申請を予定するものです。考え方は、既に成熟した活動を行っている大規模団体（過去二年間の事業収入平均がおおよそ 5,000 万円以上）を支援するものです。「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分を受けておらず「JICA 基金」だけの支援先であっても、近年事業規模が拡大され、大規模団体となった団体であってもこの枠で申請することができます。

2 助成活動

「はじめに」の項にて記述のとおり、同じ事業に含まれる活動であれば、新しい活動であっても助成対象とします。なお、助成終了後も、団体として活動を継続する見通しを有するものに限りします。

「活動」には、様々な形態がありますが、「マイクロファイナンス」「奨学金」については、「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分では認めていなかったことから、「S 枠」では引き続き対象外の活動としますが、「JICA 基金」では認めていることから、「J 枠」では助成対象の活動とします。

「活動」の総経費に対する助成割合は、既にかなり実績のある「S 枠」については低くても問題ありませんが、「J 枠」において低い場合には、自己資金部分調達の確実性など計画としての実現性を精査いたします。

3 助成対象経費

「JICA 基金」の支援対象経費も参考にし、次のように改正します。

①日本人応募所属団体スタッフ（役員、職員、常勤スタッフ等）、日本人専門家の海外渡航旅費、日当などは、J 枠では助成対象としますが、S 枠では日本人専門家以外は助成対象外とします。

②土木工事や資機材購入は、両枠とも助成対象とします。ただし、取得した資産が、団体の当該事業に引き続き使用される見込みの高い場合に限りします。

4 助成額上限及び助成件数

助成の上限額は、1 団体 1 活動 100 万円とします。

助成総額は、1,000 万円とし、両枠とも 5 団体（＝活動）ずつ合計 10 団体（＝活動）を基本としますが、申請状況及びその内容により 4:6 又は 3:7 程度と多少偏ることもあるものとします。

2020 年度募集からの主な変更点

1 現地雇用費国別単価表

現地雇用費については、国別に単価を定めることといたしました。

2 活動の進捗状況の照会

活動実施期間中に、活動の進捗状況を毎月電話にて照会としていましたが、8 月中旬と 12 月中旬に電話にて照会させていただくことといたしました。

3 助成対象となる活動の要件に以下を追加しました。

活動対象地や住民のニーズを十分に把握し、BHN(basic human needs：基礎生活分野)を充足させる活動であること。

手続の流れ～申請から助成金の支払いまで

No.	項目	時期
1	助成申請書の提出 本申請の募集要項をご確認のうえ、助成申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送にてご提出ください。	2019年10月1日～ 2019年11月15日締切（消印有効）
2	申請の審査 各団体から提出された助成申請書の内容を審査します。不明な点等があれば、電子メール又は電話で照会いたしますのでご協力願います。	2019年11月～2020年2月
3	助成決定通知及び活動実施の確認 助成が決定した団体にその旨通知します。審査時に申請額を査定しますが、査定された金額で活動が実施できるか確認をしますので、速やかにご連絡をお願いします。 助成されなかった団体にも同時に審査結果を通知します。	2020年2月初旬（予定）
4	J 枠の助成金半額支払い J 枠は、活動開始時に助成金の半額を支払います。	2020年4月
5	活動実施 期間中、8月中旬と12月中旬に活動の進捗状況を電話にて照会させていただきますのでご協力ください。活動内容に変更が生じる場合は、事前に「実施計画変更承認申請書」を提出してください。	2020年4月1日～2021年3月31日
6	完了報告書の提出 帳簿や領収書など添付書類に漏れがないかご確認の上、提出してください。	活動実施完了後～2021年5月31日締切
7	完了報告書の監査 提出された完了報告書に基づき活動及び会計	2021年6月～2021年7月

	の監査を実施します。 不明な点等については、各団体へ照会をします ので回答いただきますようお願いします。		
8	助成金の支払い 助成金は、活動実施後に提出される完了報告書、領収書等により活動が適正に実施されたことを確認した後、支払います。 なお、J 枠は、完了報告書の監査終了後に清算し、残額を支払います。	【S 枠】 2021 年 7 月	【J 枠】 2021 年 7 月（残額）

助成制度の解説

この助成は、各申請団体の事業にかかる活動経費の一部を補助するものです。

ご申請される場合は、以下ページの詳細をご確認のうえ、「助成申請書」にご記入してください。

1. 助成活動実施期間

2020年4月1日から2021年3月31日までを実施期間とします。

2. 助成対象となる団体の要件

次の要件をすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分又は「JICA 基金」の支援を受けた事業を実施した団体であること。（日本国内事業を除く。）
- (2) 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び事業実施の責任が明確であること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。他の援助団体に助成していることが判明した場合は、助成を取りやめることがあります。
- (5) 過去の助成事業の実施において、重大な問題がなく完了させていること。
- (6) 活動内容等の照会等に対し、郵便、電話、電子メールにて円滑に連絡・回答ができること。
- (7) 反社会的勢力でないこと。
- (8) 当財団の「NGO 海外援助活動助成」を受けた回数が団体として5年間(5回)以内であること。（5年間(5回)助成を受けた場合は、その後、原則3年間助成申請できない。）

また、団体の収入規模を基本に、以下のとおり、二つの申請枠を設けておりますので、該当の枠にて申請を受け付けます。

- (1) J 枠⇒過去二年間の事業収入平均がおおよそ5,000万円未満

「J 枠」は、主に「JICA 基金」の支援を受けた団体からの申請を予定するものです。まだ小規模であり、これから活動を拡大しようとしている団体を支援するものです。「JICA 基金」の支援を受けておらず「旧国際ボランティア貯金」だけの寄附金配分先であっても、小規模な団体であれば、この枠で申請することができます。

- (2) S 枠⇒過去二年間の事業収入平均がおおよそ5,000万円以上

「S 枠」は、主に「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分を受けた団体からの申請を予定するものです。

既に成熟した活動を行っている大規模団体を支援するものです。「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分を受けておらず「JICA 基金」だけの支援先であっても、近年事業規模が拡大され、大規模団体となった団体であってもこの枠で申請することができます。

3. 助成対象となる事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を対象とします。

- (1) 過去に「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分又は「JICA 基金」の支援を受けたことがある事業で、当該事業を継続する事業であること。（日本国内事業を除く。）
- (2) 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれない事業であること。

4. 助成対象となる活動の要件

次の要件をすべて満たす活動を対象とします。

- (1) 活動が、上記 3 の事業に含まれるものであること。含まれていれば、新規の活動であっても差し支えありません。
- (2) 同一の活動及び同一の地域にて 2019 年度募集（2020 年度事業）「JICA 基金」の支援（同一の経費項目）を受けていないこと。
（両方申請は可能。ただし、同一の経費項目を申請している場合は、どちらか一方とする。）
- (3) 活動対象地や住民のニーズを十分に把握し、BHN(basic human needs：基礎生活分野)を充足させる活動であること。
- (4) 申請団体が主体となり、裨益者に直接実施する活動であること。
- (5) 申請時点で活動計画が明確であること。
- (6) 活動期間内に日本からの専門家又はスタッフを活動地に駐在させ又は派遣し、現地の人々と協力して行う活動であること。
- (7) 活動地の住民に対し、申請団体又はカウンターパートが教育、指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、住民の自立を支援する活動であること。

注：日本からの資金援助と思われるものは助成対象外となります。

- (8) 活動実施にあたって活動地の属する国及び地域と十分な調整を行っていること。
- (9) 申請時点で、活動地及び周辺地に外務省海外安全情報（危険情報）において、「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出されておらず、申請団体が行う活動の安全が十分確保され得ること。

なお、活動には、様々な形態がありますが、「マイクロファイナンス」「奨学金」について、S 枠では引き続き対象外の活動としますが、J 枠では助成対象の活動とします。

5. 助成金の上限額

助成金は活動に直接かかる経費とし、上限額は 100 万円とします。（活動の総額に制限はありませんが、J 枠では自己資金部分の調達に十分な見通しが立っていることが要件となります。）

また、助成金総額は 1,000 万円で S 枠 5 団体程度、J 枠 5 団体程度となっています。申請内容によってはそれぞれ 3～7 団体と変更する場合があります。

6. 助成対象となる経費

助成活動に直接関わる次の経費のうち、最終受領者の領収書原本を提出できる経費のみを助成対象とします。領収書原本を提出できない経費は助成対象となりません。

次の経費が助成対象となります。

- ・ 物資・資材(消耗品を含む)の調達費
- ・ 対象地域での研修関係費(会場費、教材費、参加者交通費等)

注1: 研修参加費は日当、交通費、食事代込みで1日300円/1人回までです。

研修参加費を支払う場合は、日時及び出席者名が確認できる書類が必要となります。
また、会場費、教材費はそれぞれの領収書が必要となります。

- ・ 建築費等工事に係る経費(施設等の修繕費。ただし、運搬費は除く。)
- ・ 現地事務所賃借料費(水道光熱費含む。ただし、通信費は除く。)
- 注: 日本人駐在員が住居としている場合、1/2を助成対象とする。
- ・ 現地におけるスタッフ、専門家、作業員等の雇用費
- ・ 現地における交通費(航空運賃のみ)
- ・ 日本人応募所属団体スタッフ(役員、職員、常勤スタッフ等)、日本人専門家の派遣渡航費、現地での宿泊費、日当(S枠では日本人専門家以外は助成対象外)

注1: 日当は、月数ではなく日数でご記入ください。また、稼働時間の目安は1日4時間以上とします。

注2: 日当は、助成活動に直接関係のないセレモニーへの出席、また、現地での移動日も認められません。

7. 助成対象とならない経費

次の経費は、助成の対象となりません。

- ・ 国内の事務所経費(人件費、事務所家賃等)
- ・ 日本人応募所属団体スタッフ(役員、職員、常勤スタッフ等)の派遣渡航費、現地での宿泊費、日当(J枠は対象)
- ・ 現地スタッフ、現地雇用者の交通費(渡航費)、宿泊費
- ・ 現地における航空運賃以外の交通費
- ・ 謝金
- ・ 事前調査、事後評価に係る経費
- ・ 関税
- ・ 旅券・査証取得手数料
- ・ 日本で購入した物資・資材等の現地への輸送費(現地国内移動費も含む。)
- ・ 海外旅行保険料
- ・ 現地の用地取得費
- ・ 車両レンタル代及び購入費
- ・ 現地から日本に招聘する諸経費
- ・ エコツアー、スタディーツアーの経費
- ・ パソコン、携帯電話購入費
- ・ 政府関係機関等への手続に要する経費
- ・ 通信費
- ・ カンターパートの事務所賃借料等

- ・国内外の移動に伴うガソリン代
- ・研修会場の光熱費

8. 単価の上限額

次の項目については、それぞれに掲げる金額を単価の上限額とします。不足する額については、申請団体が負担していただきます。

詳細は以下の単価表をご確認ください。

現地雇用費国別単価表

一人当たりの GDP が 1,000 ドル未満の国は、下記の「単価表」A の単価、1,000 ドル以上の国は B の単価を上限額とする。

一人当たりの GDP

国名	2019 (U. S. ドル)
Bangladesh	1,888.86
Belarus	6,477.16
Benin	954.10
Cambodia	1,635.44
Ecuador	6,155.25
Haiti	853.706
India	2,198.59
Indonesia	4,123.30
Lao P. D. R.	2,931.80
Mozambique	493.367
Myanmar	1,238.52
Nepal	965.344
Philippines	3,280.38
Rwanda	829.97
Sri Lanka	3,837.11
Thailand	7,607.67
Timor-Leste	2,422.25
Vietnam	2,725.83

単価表

	A	B
専門家	900円/日	1,500円/日
スタッフ	600円/日	1,000円/日
作業員	300円/日	500円/日

*アルファベット順

*青字 1,000 ドル未満

*国名については過去に助成した活動実施国をデータより抜粋しています。該当する国名がない場合は、お問い合わせください。

参考：IMF (International Monetary Fund, World Economic Outlook Database) April 2019

その他の単価表

項目		上限額
日本人応募所属団体スタッフ (役員、職員、常勤スタッフ等)、日本人専門家 注：S 枠は日本人応募所属団体スタッフは助成対象外	渡航費	5 万円/1 人回 (往復) 注：搭乗券半券をなくした時は、必ず、航空会社 (旅行社のものは不承認) で搭乗証明書をもらってください。証明書の発行期間は、搭乗日から半年以内となっておりますのでご注意ください。
	現地へ渡航する際の空港までの国内交通費	1 万円/1 人回 (往復)
	現地での宿泊費	3 千円/1 人日
	現地での日当	3 千円/1 人日
現地事務所借料 (水道光熱費含む。ただし、通信費は除く。) 注：日本人駐在員が住居としている場合、1/2 を助成対象とする。		3 万円/月

9. 審査

審査は、財団事務局による審査をまず行い、この結果を受けて外部の委員で構成される審査委員会で最終審査します。

財団事務局の審査では、団体評価、事業評価及び活動評価を行います。J 枠では、活動評価として、この活動を確実に実施できるかといった点、さらに継続性、自立性を重視します。

また、S 枠では、事業評価及び活動評価として、団体が主体的に現地の人々と連携して成果を上げているかといった点、さらに将来性、自立性を重視します。

最終審査では、自立性評価及び実現性評価を行います。

最終審査結果を基に、財団として採択すべき申請を決定します。

なお、審査時には助成希望額調書の項目も査定を行いますので、減額となる場合には各団体が減額部分を負担し実施しなければならないということを予めご了承ください。

10. 活動実施

助成金は助成決定通知書で通知した活動、助成項目に使用していただくものです。

助成決定後に活動計画や資金計画を変更することは原則認められませんが、現地の治安等やむを得ない理由により活動計画や助成項目を変更する場合は、事前に当財団の承認を得る必要があります。活動内容に変更が生じる場合は、事前に「実施計画変更承認申請書」を提出してください。

期間中、8 月中旬と 12 月中旬に活動の進捗状況を電話にて照会させていただきますのでご協力ください。

その他に、国内事務所訪問の実施 (事業の進捗状況や会計面の確認) や、現地事業活動を直接拝見する場合がありますので、ご承知おきください。

また、一般の方への周知を目的とした国際協力講演会等を開催する場合は、講演会開催経費

（上限 5 万円）を助成いたしますので、事前に別途申請してください。

11. 助成金の支払い

助成金は、活動実施後に提出される完了報告書、領収書等により活動が適正に実施されたことを確認した後、支払います。

なお、J 枠は、助成金は活動開始時に半額支払い、活動終了後に提出される完了報告書、領収書等により活動が適正に実施されたことを確認した後、清算し残額を支払います。

助成の対象となっても、活動の実施後に提出される完了報告書、領収書等により活動状況、経費の使用状況に不備があった場合は、助成金額を減額する場合があります。

承認がなく活動計画や助成項目を変更した場合は、助成活動の対象とは認められず、助成金の全額又は一部を減額する場合があります。

助成申請書の提出

1. 公募期間

2019年10月1日（火）から2019年11月15日（金）

2. 提出期限

2019年11月15日（金）（消印有効）

- ・提出は「簡易書留」、「レターパック」等の記録扱いの郵便又は宅配便で送付してください。
また、封筒の表面に「助成申請書在中」とご記入してください。
- ・助成申請書（添付書類は除く）は電子データ（word等）でもご提出してください。

3. 助成申請に係る提出書類一覧

1. 2020年度「NGO 海外援助活動助成 S 枠」又は「NGO 海外援助活動助成 J 枠」助成申請書
2. 最新の定款又は寄附行為（任意団体は規約）
3. 団体の登記簿謄本（履歴事項全部証明書。申請日前3か月以内に発行されたもの）
（任意団体は最新の理事及び監事又はこれに相当する役員）の名簿
4. 団体の印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。任意団体は団体代表者の
印鑑登録証明書）
5. 2019年度の事業計画
6. 2019年度の収支予算書
7. 2017年及び2018年度の活動計算書（又は正味財産増減計算書）、貸借対照表、事業報告書、
及び財産目録（作成していれば）

* 7は、次の条件を満たすものである必要があります。

特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第29条に基づき所轄庁に提出したもの
一般社団法人	社員総会で承認された際の議事録を添付すること
一般財団法人	理事会で承認された際の議事録を添付すること
公益社団法人又は 公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に 基づき行政庁に提出したもの
社会福祉法人	社会福祉法第59条に基づいて所轄庁に届け出たもの
任意団体	団体の構成員又は会員に6及び7を報告した資料（総会議事録等）

8. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意（別紙様式）
9. 過去に「旧国際ボランティア貯金」の寄附金配分又は「JICA 基金」の支援を受けたことが分
かる配分決定通知書（配分項目含む）及び完了報告書の写し
10. 今回申請する活動の過去1年間の活動状況報告書
11. 助成申請書の6ページの「活動地における実施体制」
 - (1) 活動地の政府機関に対する申請又は登録等の実績
 - ①「NGO 登録又はこれに相当する登録ないし許可」の写し
 - ②「活動内容において必要となる許可」の写し

(2) 以下の条件を満たす地図（複数の条件をまとめて表示したものでもよい。）

- ①対象活動の実施県、郡、村等の位置が詳細に分かるもの
- ②団体の現地事務所が対象国内にある場合は、その位置が分かるもの
- ③助成申請書の6ページ2(3)の「カウンターパートとなる現地の団体又は協力者等」がいる場合は、拠点とする事務所の位置が分かるもの

12. 見積書

＊10万円以上の物品の購入、工事等の経費を希望する場合に見積書の写しを添付願います。
＊見積書が英語以外の言語の場合、簡単な和訳及び各項目の円換算額を上記写しに追記願います。

＊物品の単価又は工事の予定額が10万円以上100万円未満のものは、1社の見積書写し又は価格表。なお、価格交渉の結果、金額を下げる事ができた場合は、その状況が分かるもの。

＊100万円以上のものは2社の見積書の写し

13. 工事や施設の概要図

施設工事の場合、対象の工事に係る設計図等の図面。またその他の工事の場合もこれに準ずる。

14. その他

(1) 上記2～4の書類は、過去に「NGO 海外援助活動助成」を申請し、提出した時から登記簿謄本の資産総額を除き、変更がない場合は、省略することができます。その際は、助成申請書(7ページ3(1)概要)に変更がない旨ご記入してください。

(2) 同一の資料がインターネットに掲載されている場合に限り、そのウェブサイトアドレスを提示することで、資料の提出に代えることができます。

(3) 提出資料が冊子形式になっているものは、該当ページに付せんを付し、資料名を簡記してください。

(4) 提出後に内容の変更があった場合は、最新版を当財団に再度提出してください。

4. 助成申請書類等の入手方法

- ・当財団ホームページ(<https://www.yu-cho-f.jp/>)よりダウンロードしてください。
- ・電話(03-5275-1815)、電子メール(vlcenter@yu-cho-f.jp)によるご希望も受け付けます。

5. 個人情報について

(1) 助成決定後、当財団のHP等で助成団体名、事業名、活動名、活動地域等を公表します。

(2) 助成申請書に記載された個人情報については、適正に管理し当財団の活動以外の目的には使用しません。なお、助成決定に至らなかった場合においても、助成申請書類等の返却はしていません。

(3) 個人情報の訂正等についてのお問い合わせは、当財団までご連絡ください。

6. 助成申請書等の送付先及び案内図

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-7-4 ゆうビル 5 階

一般財団法人 ゆうちょう財団 国際ボランティア支援事業部 あて

電話番号：03-5275-1815 FAX 番号：03-5275-1807

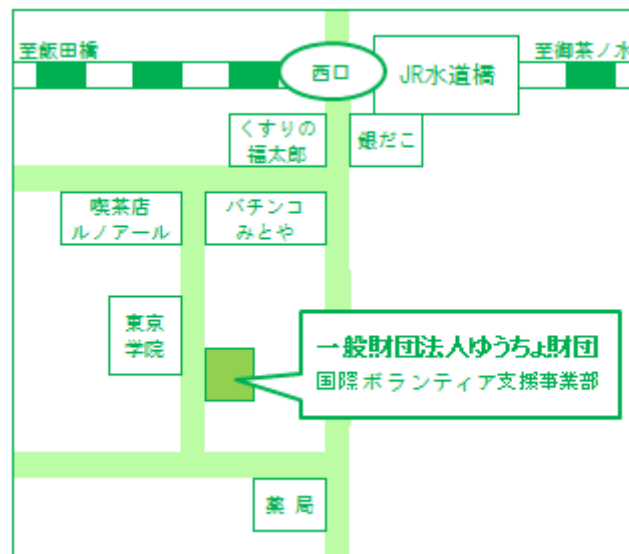
電子メール：vlcenter@yu-cho-f.jp

ホームページアドレス：http://www.yu-cho-f.jp/international/ngo_grant.html

【受領の確認】

当財団が助成申請書を受理した際には、申請団体に対し、電子メールにより連絡します。
提出後長期間この連絡がない場合は、必ず、上記送付先にお問い合わせください。

一般財団法人ゆうちょ財団案内図



- JR 線「水道橋」駅西口から徒歩 2 分
- 都営地下鉄三田線「水道橋」駅 A1 出口から徒歩 7 分
- 東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線・三田線「神保町」駅 A2 出口から徒歩 10 分